

(お知らせ)



平成25年12月19日

社長記者会見挨拶概要

皆さまには、お忙しいところお集まり頂きまして大変ありがとうございます。日頃より当社事業へのご理解を賜り、この場をお借りしてお礼申し上げます。

本日は、12月18日に施行された新規制基準への対応について、当社としての方向性を、県・市並びに県議会・市議会へご報告に伺った次第であります。

まず、新規制基準に対して、3.11が発生して以降、発電炉の新基準、そしてRFS施設を含むサイクル施設に係る新規制基準が策定されたことにつきましては、原子力に係る事業者といたしまして、厳粛に受け止め、真摯に対応してまいりたいという覚悟であります。

また、当社の希望といたしましては、来年1月中旬頃迄に原子力規制委員会へ申請をいたしまして、審査をいただくことを考えております。申請後の審査が円滑に進むよう、申請内容に対し引き続き詳細な詰めを行ってまいりたいと考えている次第であります。

新規制基準への対応の方向性についてですが、現時点では、概ねは、既にある施設・設備で対応可能であろうとの見解でありまして、また津波といった一部検討に至りましては、申請までの間に、検討を継続する必要があると考えております。

本日お示ししたものはあくまでも方向性であり、実際の審査までの質問対応等に配慮し、引き続き、詳細な詰めを行うことが必要であると考えております。そして、その考えを申請書の形に纏めあげて、年明けの1月中旬頃までに、国への申請にこぎつけたい、と事業者として考えている次第であります。

また、事業開始時期については、10月29日に、新たな工程を取りまとめるまでの間、「未定」ということで、ご報告しておりますが、新規制基準への適合確認を国へ申請するに際し、平成27年3月を事業開始時期の目標を設定したという考えであります。

これは、国の審査や施設類の検査、更には、使用済燃料を装荷したキャスクを海上輸送して当社施設に搬入する手続き、その作業、搬入したキャスクを用いた最終使用前検査に掛かる期間等を考慮いたしまして、関係者と具体的に詰めているわけでもなく、事業者としての希望の日程であると考えていただきたいと思います。

また、私共の事業の前提は、六ヶ所再処理工場の稼働と認識しております。このため、六ヶ所再処理工場の稼働を見極めた上で、安全確保第一に事業開始を目指して行きたいと考えております。

何れにしても、引き続き、申請に向けての準備に万全を期すとともに、安全確保・向上への取り組みに終わりは無いという認識のもと、自らしっかりと管理・運営をし、地元の皆さまの安心を確保できるよう全社をあげて取り組んで参る所存であります。

引き続きご理解を賜るよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

添付：使用済燃料貯蔵施設に関する新規制基準への対応について（概要）

使用済燃料貯蔵施設に関する新規規制基準への対応について（概要）

1. 新規規制基準に関する適合方針

（1）規制の概要

新規規制基準では、従来の規制基準に対し、「施設への不法な侵入等の防止」に関する項目の追加や「廃棄施設」、「放射線管理施設」等に関する対策の強化が求められることとなり、併せて「地震・津波による損傷の防止」や「外部からの衝撃による損傷防止」等について強化・明確化されている。（図1）

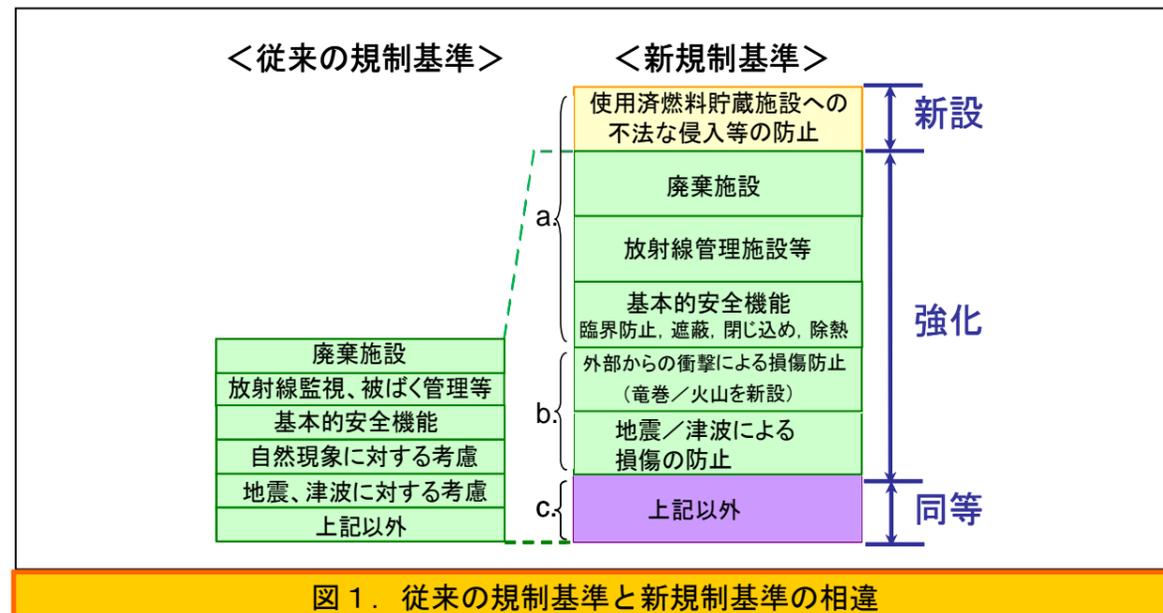


図1. 従来の規制基準と新規規制基準の相違

（2）新規規制基準に適合させるための主な対策

a. 施設への不法な侵入等の防止や廃棄施設等に関する対策

①施設への不法な侵入等の防止【新設】

○防護フェンスや監視・検知設備等を設置済み。

②廃棄施設【強化】

○要求される放射性廃棄物の貯蔵施設を設置済み。

③放射線管理施設等【強化】

○要求されるモニタリングポストを設置済み。

④基本的安全機能【強化】

○要求される使用済燃料の誤装荷防止について、運用管理にて対応可能。

b. 地震・津波、竜巻等による損傷防止に関する評価・対策

①地震【強化】

○これまで450ガルとしていた基準地震動について、最新の知見等を考慮し、600ガルにまで嵩上げ。（図2）

→貯蔵施設の基本的安全機能に影響を及ぼすことはないとの評価。

②津波【強化】

○最近の知見を踏まえた見直し評価を継続中。

→標高16mの敷地に近づく可能性はあるが、問題ないものとする。

③竜巻等【強化】

○竜巻については、青森県内で発生した最大規模の竜巻を想定。

→建屋の健全性に問題は生じないものとの評価。

○火山については、従来の安全審査の通り、恐山火山が対象。

→噴気活動のみのため、経過観察・監視で対応。

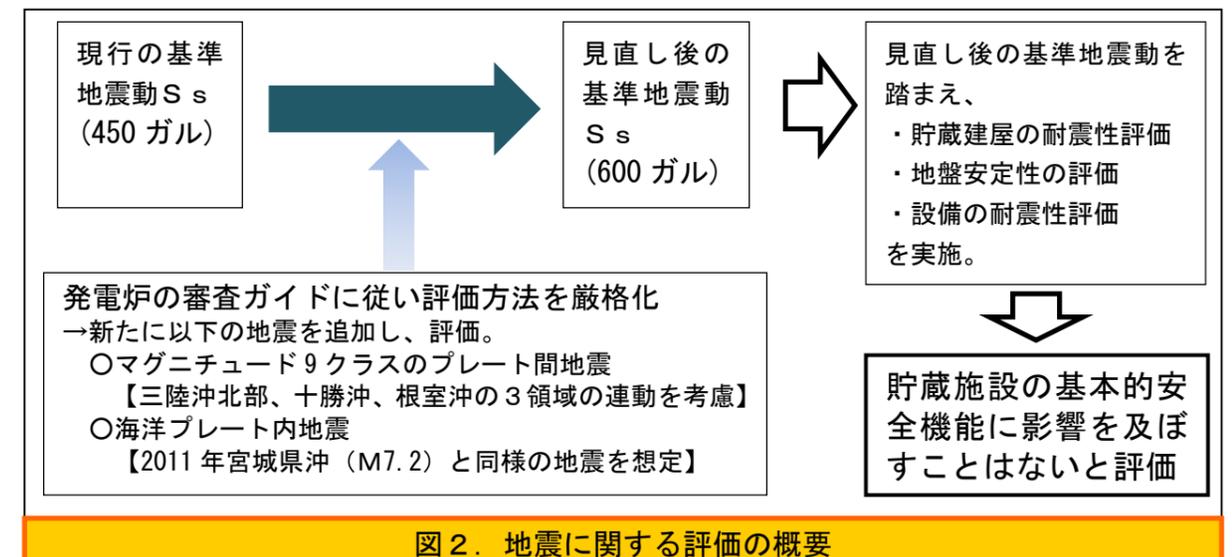


図2. 地震に関する評価の概要

c. 上記以外の対策【同等】

通信連絡設備の多様化が必要となるものの、新たに大掛かりな設備や工事が必要になることはないものとする。

2. 工事計画の変更

新規規制基準への適合確認を国へ申請するに際し、「未定」としている事業開始時期について、国の審査や施設類の検査、使用済燃料を装荷したキャスクの搬入手続きや作業、搬入したキャスクを用いた最終使用前検査に掛かる期間等を考慮し、平成27年3月に設定する。

以上